

流山市農業委員会  
令和6年第4回  
総会議事録

令和6年4月11日招集

流山市農業委員会

## 流山市農業委員会令和6年第4回総会議事録

- 1 期 日 令和6年4月11日(月)
- 2 場 所 流山市役所301会議室
- 3 議長名 水代 啓司
- 4 署名委員 9番 石井 保  
10番 岡田 長政
- 5 出席農業委員(委員12名)
  - 1番 鈴田 徹
  - 2番 矢口 優子
  - 3番 池田 操代
  - 4番 金子 文雄
  - 5番 鈴木 亨
  - 6番 金子 孝博
  - 7番 中嶋 清
  - 8番 小菅 康男
  - 9番 石井 保
  - 10番 岡田 長政
  - 11番 山崎 日出男
  - 12番 水代 啓司
- 6 欠席農業委員(委員0名)
- 7 出席農地利用最適化推進委員(委員4名)
  - 1地区 藍川 治助
  - 2地区 森田 元彦
  - 1地区 染谷 文夫
  - 2地区 海老原 節雄
- 8 欠席農地利用最適化推進委員(委員0名)
- 9 書記名 事務局主事 窪田 優成
- 10 事務局 事務局次長 染谷 晃  
事務局会計年度任用職員 齊藤 恒夫
- 11 会議目次

議案第18号	農業委員会事務局職員の任免について	1
議案第19号	農地法第3条の規定による許可申請について	2
議案第20号	農用地利用集積計画の決定について	4
議案第21号	農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について	6
議案第22号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について	8
議案第23号	農地所有適格法人報告書の提出について	9
報告第8号	生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について	11
報告第9号	専決処理の報告について	11

**▲開会 午後4時00分**

**○水代会長** それでは、ただ今から令和6年第4回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より4名出席していることをご報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

**○水代会長** 異議なしと認めます。

11番 山崎委員、1番 鈴田委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、窪田主事を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

染谷次長。

**◎染谷次長** お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、「会議目次」を御覧ください。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第18号「農業委員会事務局職員の任免について」から議案第23号「農地所有適格法人報告書の提出について」までの6議案について、御審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第8号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」と報告第9号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

御説明は、以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

**○水代会長** ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

**○水代会長** なしと認めます。

これより議事に入ります。

**○水代会長** 議案第18号「農業委員会事務局職員の任免について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

**◎染谷次長** 議案書の1ページをご覧ください。

議案第18号

農業委員会事務局職員の任免について

農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、農業委員会事務局の職員を次のとおり任免するものとする。

令和6年4月11日提出

本案につきましては、令和6年4月1日付けの人事異動によりまして、農業委員会事務局職員の異動があることから、承認を求めるものであります。

最初に、転出する方ですが、農業委員会事務局長(経済振興部長併任) 恩田一成です。

新所属は、市民生活部コミュニティ課副主査です。

次に、農業委員会事務局主査 野口 翔子です。

新所属は、市民生活部市民課主査です。

次に、転入する者ですが、最初に農業委員会事務局長(経済振興部長併任)深津博樹です。

旧所属は、総務部次長兼総務部人材育成課長です。

次に、農業委員会事務局主任主査の秋元 敏男です。

旧所属は、総合政策部企画政策課参事です。

最後に、農業委員会事務局 主任主事 田仲 悠太郎です。

旧所属は、総合政策部企画政策課主任主事です。

御説明は、以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 ありがとうございます。

本案については、4月1日付けの人事異動に伴うものです。

本案について、原案のとおり任免することに、御異議ございませんか。

(なしの声)

○水代会長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり任免することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午後4時5分)

○水代会長 再開いたします。

次に、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第19号

農地法第3条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和6年4月11日提出

今月の申請は1件です。

申請地は、西深井の畑1筆、面積は519平方メートルです。

申請事由は、義務者が遠方にお住まいのため、農作業を行うことが難しいことから、申請地の耕作をしている権利者に贈与するものです。

議案案内図は、1ページにございますので併せて御参照ください。

御説明は以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

鈴木委員長。

○鈴木委員長 議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は1件です。

本案については、現地調査及び権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線運河駅の南西約700メートルに位置している畑1筆で、面積は519平方メートルです。

申請理由につきましては、現在の義務者2名が、茨城県つくば市在住で遠距離なこと、今後も農業を行うことが難しいことから、6年ほど前より申請地の耕作を行っている権利者に贈与するものです。

申請地の畑は、投影している写真のとおり、耕起済みの状態でした。

次に、権利者の営農状況ですが、権利者の耕作面積は、約2,700平方メートルです。

農業従事者は2名で、農業従事日数は200日です。

今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということです。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、労働力の確保及び農地の効率的利用の確保が図れること、また、農業従事日数を満たしていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願い致します。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆第11番(山崎委員) 権利者と義務者の間柄を教えてください。

◎事務局(染谷次長) 兄弟で、権利者は兄、義務者2名は弟です。

○水代会長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員(多数)であります。

よって議案第19号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 議案第20号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。  
議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の3ページをご覧ください。

議案第20号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

令和6年4月11日提出

今月の申請は新規が3件、更新が4件です。

はじめに、議案の1番と2番の権利者が同一のため一括して説明いたします。

権利者は、流山市下花輪にお住まいの方で職業は兼業です。

対象となる農地は、西深井の田2筆と平方の田1筆、合計面積3,228平方メートルです。

利用権の設定期間は、どちらも新規で、1番は3年間、2番は6年間、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、2頁にございますので併せて御参照ください。

次に、議案書4頁をお開きください。

議案3番と5頁の6番、6頁の7番の権利者が同一のため一括して説明いたします。

権利者は、流山市中にお住まいの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、3番は中野久木の畑1筆で、面積は1,090平方メートルです。

6番と7番は、小屋の畑4筆、合計面積2,907平方メートルです。

利用権の設定期間は、3番は新規により3年間で、6番と7番は更新により6年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、3頁と5頁にございますので、併せてご参照ください。

次に、議案書4頁の4番と、5頁の5番の権利者が同一のため一括して説明いたします。

権利者は、流山市平方村新田にお住まいの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、平方の田2筆で、合計面積1,974平方メートルです。

利用権の設定期間は、どちらも更新により3年間で、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、4頁にございますので、併せて御参照ください。

今月の農用地利用集積は、以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

鈴木委員長。

○鈴木委員長（鈴木委員長報告）

○水代会長 ありがとうございます。

なお、本案の4番と5番については、小菅委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い、審議いたします。

小菅委員の退席を求めます。

（午後4時22分 小菅委員退席）

○水代会長

これより、本案の4番と5番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

（質疑）

ほかに御質問ございませんか。

（なしの声あり）

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案の4番と5番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員（多数）であります。

よって、議案第20号の4番と5番については、承認することに決定いたしました。

小菅委員の除斥を解きます。

（午後4時23分 小菅委員入室）

○水代会長 次に、本案の1番から3番と、6番から7番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

（質疑）

○水代会長 ほかに御質問ございませんか。

（なしの声あり）

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案の1番から3番と6番から7番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員（多数）であります。

よって、議案第20号の1番から3番と6番から7番については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 議案第21号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎**染谷次長** 議案書の8ページをお開きください。

議案第21号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について次のおり、現況証明願があったので審議を求める。

令和6年4月11日提出

今月の申請は2件です。

1番の申請者は、流山市西深井にお住まいの方です。

申請地は、西深井の登記地目 畑1筆、面積は206平方メートルで、変更後の地目につきましては、宅地です。

議案案内図は、7ページと8ページにございますので、併せて御参照ください。

2番の申請者は、千葉市中央区にお住まいの方です。

申請地は、美原三丁目の登記地目 畑1筆、面積は249平方メートルで変更後の地目につきましては宅地です。

議案案内図は、9ページと10ページにございますので、併せて御参照ください。

どちらも、現況が宅地として20年以上経過していることから、登記簿上の地目を現況の地目に合わせるため、願出があったものです。

御説明は以上です。

よろしく願い申し上げます。

○**水代会長** 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

鈴木委員長。

○**鈴木委員長** 議案第21号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

今月の案件は、2件です。

本案についても、審議に先立ち現地調査を行っております。

始めに、1番について御報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線運河駅の南西約1キロメートルに位置している土地であります。

申請者が令和5年に相続により取得した土地で、昭和50年ごろから、配置図のよう、宅地の一部として使用しているとのことでした。

今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております、平成15年1月に撮影された航空写真が添付されておりました。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり宅地の一部となっていることを確認いたしました。

次に、2番についてご報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線江戸川台駅の北西約1キロメートルに位置している土地であります。

申請者が令和5年に相続により取得した土地で、昭和50年ごろから、配置図のように、宅地として使用しているとのことでした。

今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております、平成元年10月に撮影された航空写真が添付されておりました。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり宅地となっていることを確認いたしました。

いずれも、申請目的につきましても、登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況と異なることから、地目を一致させるため、願出があったものです。

以上のことをもとに審議したところ、本件土地については、今から20年以上は、宅地として利用されていることが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(質疑)

○水代会長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員(多数)であります。

よって議案第21号については、証明することに決定いたしました。

○水代会長 次に、議案第22号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の9ページをご覧ください。

議案第22号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について  
生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

令和6年4月11日提出

今月の申請は1件です。

申請者は、流山市中にお住いの方と、宮園二丁目にお住まいの方2名の計3名です。

申請地は、中の畑1筆で、運動公園地区の区画整理地内です。

従前地の面積は713平方メートルで、仮換地の面積は379平方メートルです。

次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、申請者3名の夫及び父で、その方の死亡を原因に、「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものです。

議案案内図につきましては、11ページにございますので、併せて御参照ください。ご説明は以上です。

よろしく願い申し上げます。

参考 道路挟んだ西側保育園の駐車場として活用する予定

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

鈴木委員長。

○鈴木委員長 議案第22号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」御報告いたします。

本案につきましても、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

はじめに、申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、つくばエクスプレス線流山セントラルパーク駅の南東約200メートルに位置している土地であります。

買取申出事由の生じた方につきましては、申請者3名の夫および父です。

従事日数は、生前は年間200日程度農業に従事していたということです。

しかし、この方が昨年4月に亡くなり、農業経営の中心となる者が不在となったことにより、農業経営が不可能となったため相続人である申請者より証明願の申請がなされたものです。

申請地については、写真のとおり休耕の状態でした。

以上のことを基に審議したところ、本案については、買取申出事由の生じた方が亡くなる前は、農業経営の中心として従事しており、その者が死亡したことにより、農業経営が不可能になったと客観的に認められることから、全会一致をもって、証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(質疑)

ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員(多数)であります。

よって議案第22号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 議案第23号「農地所有適格法人報告書の提出について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の10ページをお開きください。

議案第23号

農地所有適格法人報告書の提出について

農地法第6条第1項の規定による報告が次のとおりあったので、意見を求める。

令和6年4月11日提出

農地所有適格法人につきましては、事業年度の終了後3か月以内に、毎年、農地所有適格法人報告書を農業委員会に提出しなければならないと規定されておりますことから、提出があったものであります。

今回、報告がありました法人は、流山市深井新田に所在する農地所有適格法人です。

事業年度は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの1年間です。

皆様のお手元に配付させていただきました、様式例第5号の3「農地所有適格法人要件確認書」という資料をご覧ください。

この資料につきましては、法人から提出いただきました報告書をもとに、作成しております。

確認書の左上に、令和6年3月5日と書かれている欄が、報告のあった箇所ですのでこの欄を縦にご覧ください。

経営面積は、0.4ヘクタールです。

法人形態は、非公開の株式会社です。

主な事業の種類は、農作業等の受託です。

売上高は、全体の半分以上は農業に関する売り上げで占めておりました。

構成員は、農業の常時従事者が法人の構成員です。また、業務執行役員は、過半数の役員が農業に常時150日以上従事することとなり、当該法人の役員は1名で、従事日数は、200日と常時従事しておりました。

以上のことから、農地所有適格法人としての必要な要件はそれぞれ備えていますので、適とさせていただきます。

当該法人の農地の位置図は、議案案内図の12ページから14ページになります。

ご説明は、以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

鈴木委員長。

○鈴木委員長 議案第23号「農地所有適格法人報告書の提出について」御報告いたします。

本案については、配付資料の「農地所有適格法人 要件確認書」に基づき審査を行いました。

その結果、農地所有適格法人の要件としては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件、業務執行権要件について、いずれの要件にも適合していることを確認したため、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(質疑)

○水代会長 ほかにご質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員(多数)であります。

よって、議案第23号について、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、報告第8号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の11ページをお開きください。

報告第8号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について  
生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので報告する。

令和6年4月11日報告

今月の生産緑地の斡旋依頼は1件です。

こちらは、令和6年2月総会で「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」でご承認をいただきました方の農地です。

議案案内図につきましては、15ページにございますので、併せてご参照ください。

今後、買取り申出から3か月が経過する日までに、買取りの申し出がなかった場合には、生産緑地地区の行為の制限が解除されることとなります。

今月の生産緑地の買取り申出についてのご報告は、以上です。  
よろしくお願いたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。  
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 最後に、報告第9号「専決処理の報告について」報告を求めます。  
染谷次長。

◎染谷次長 議案書の12ページをお開きください。

報告第9号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年4月11日報告

最初に、1の農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。  
今月の報告は、1件 1筆 面積554平方メートルです。

次に、2の農地法第4条第1項第7号の規定による届出について報告いたします。  
今月の農地法第4条の届出の報告は、3件 4筆 面積885平方メートルです。

最後に、3の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月の報告は、14件 113筆 面積64,208.54平方メートルです。

いずれも、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の14ページをお開きください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が1件、その他の建物施設用地が2件です。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が9件、マンションの区分所有が3件、その他の建物施設用地が2件の届出がありました。

今月の専決処理のご報告は、以上です。

よろしくお願いたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。  
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和6年第4回流山市農業委員会総会を終了いたします。  
慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後4時44分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和6年4月11日

流山市農業委員会会長

水戸啓司

流山市農業委員会委員

鈴田徹

流山市農業委員会委員

玉岡日出男